

★ 広島県人口移動統計調査規則の一部を改正する規則（規則第六号）（統計課）

一 改正の要旨

人口移動統計調査乙調査票について、記入者の負担軽減を図るとともに、記入の誤りを防ぐことを目的として、同調査票の様式の見直しを行った。

二 施行期日

平成二十三年四月一日

★ 広島県小売物価統計調査規則を廃止する規則（規則第七号）（統計課）

一 廃止の要旨

国が公表している統計数値との乖離状況や利活用の状況を検証した結果、広島県小売物価統計調査を実施しないこととしたため、広島県小売物価統計調査規則を廃止した。

二 施行期日

平成二十三年四月一日